

2026年3月卒業の
外国人留学生の皆さんへ



法政大学グローバル教育センター

目次

1. 卒業後の進路

1-1 日本で就職する

在留資格変更許可申請（就職）

1-2 日本で就職活動を続ける

在留資格変更許可申請（特定活動）

1-3 日本で進学する

在留資格「留学」更新許可申請

2. 卒業後、在留資格「留学」でのアルバイトや日本滞在について

3. 所属機関に関する届出

4. 帰国準備

5. 卒業生へのお知らせ

卒業後の進路

卒業後の進路は？

- 日本で就職
- 日本で就職活動を継続する
- 日本で進学
- 帰国



卒業後どのようにするか、進路は決まっていますか？
次のいずれかの人が多いと思います。

- ・日本で就職する
- ・日本で就職活動を継続する
- ・日本で進学する
- ・帰国する

どれも、在留資格の手続きや、身の回りの片づけなどを行う必要があります。

次ページ以降で詳しくお伝えいたします。

また、こちらの大学ウェブサイトも参照してください。

「休学・離籍（卒業・退学・除籍）する方」

<https://www.global.hosei.ac.jp/students/zaigaku/1976/>



1-1 日本で就職する

在留資格変更許可申請（就職）

就労を目的とした在留資格の種類

- 技術・人文知識・国際業務
- 経営・管理
- 法律・会計業務 など

審査には1～3か月かかります！
早めに申請しましょう！



どの在留資格に変更するのか、
就職先に確認しましょう。

日本で就職する場合、就労ビザにはさまざまな種類の在留資格があります。

- 「技術・人文知識・国際業務」
- 「経営・管理」
- 「法律・会計業務」
- 「高度専門職」
- 「研究」「教育」「特定技能」 など

就労後の業務内容によって在留資格が違いますので、どの在留資格に変更するか、就職先の方に確認しましょう。

また、在留資格の変更の審査には3か月程度かかります。

4月1日入社の場合、申請時期について次ページを確認し、できるだけ早めに入管に申請に行けるよう、さっそく準備を始めましょう。

1-1 日本で就職する

在留資格変更許可申請（就職）

2026春の就職が内定して 就労資格に変更予定の方へ

現在の「留学」の在留期限が

●2026年2月14日以降

→ **品川庁舎**では2025年12月1日（月）から就労資格への変更申請
できます（他の庁舎で申請する場合は2026年1月以降申請可能）。

●2026年2月13日以前

→ 在留期限の3か月前になったら「留学」で在留期間更新申請し、
2026年1月以降に改めて就労資格への変更申請をしてください。

東京出入国在留管理局 **品川庁舎**からの お知らせ

オンラインで窓口申請予約ができます
申請予約システム

https://www.moj.go.jp/isa/about/region/tokyo/shinsei_yoyaku.html



1-1 日本で就職する

在留資格変更許可申請（就職）

例）技術・人文知識・国際業務

就職する機関により異なるため、まずはどのカテゴリーに分類されるのか就職先の方と確認しましょう。

カテゴリー1	カテゴリー2	カテゴリー3	カテゴリー4
<ul style="list-style-type: none">①日本の証券取引所に上場している企業②保険業を営む相互会社③日本又は外国の国・地方公共団体④独立行政法人⑤特殊法人・認可法人⑥日本の国・地方公共団体認可の公益法人⑦法人税法別表第1に掲げる公共法人⑧高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）⑨一定の条件を満たす中小企業* <p><small>*厚生労働省が実施する「ユースエール認定制度」において、都道府県労働局長から「ユースエール認定企業」として認定を受けているもの等。（2020年1月現在）</small></p>	<ul style="list-style-type: none">①前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人②在留申請オンラインシステムの利用申出の承認を受けている機関	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が提出された団体・個人（カテゴリー2を除く）	カテゴリー1～3のいずれにも該当しない団体・個人

ここでは多くの方が当てはまる「技術・人文知識・国際業務」への在留資格に変更する場合を例にお話します。

申請に必要な書類は、就職する機関（会社）の規模によって違ってきます。

まずは、どのカテゴリーに当てはまるのかを就職先に確認しましょう。

※カテゴリー1は提出書類は少なく、カテゴリー4は多くなります。

1-1 日本で就職する

在留資格変更許可申請（就職）

必要書類 例）技術・人文知識・国際業務

- 在留資格変更許可申請書及び写真
- 卒業証明書
- パスポート及び在留カード
- 4つのカテゴリーのいずれかに該当することを証明する文書
- その他

就職先からの書類も必要になります。
就職先の方と確認しながら申請準備をしましょう。

詳細は出入国在留管理庁HPをご確認ください。
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/gijinkoku.html>

「技術・人文知識・国際業務」への在留資格に変更するために申請に必要な書類は、このようになります。カテゴリーによっては、さらに提出書類が増えます。どんな書類が必要になるのか、就職先の方と一緒に確認してください。

大学で取得する書類は「卒業証明書(卒業見込証明書)」のみです。

1-1 日本で就職する

在留資格変更許可申請（就職）

例）特定活動：本邦大学卒業者 必要書類

- 在留資格変更許可申請書及び写真
- パスポート及び在留カード
- 卒業証明書
- 申請人の活動内容等を明らかにする資料
- 雇用理由書
- 日本語能力を証明する文書
- 事業内容を明らかにする資料
- その他

就職先からの書類も必要になります。
就職先の方と確認しながら申請準備をしましょう。

詳細は出入国在留管理庁HPをご確認ください

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities11.html>

もうひとつの例をお話します。

こちらは2020年に設立された在留資格「特定活動：本邦大学卒業者」への変更申請に必要な書類です(特定活動46号)。

この在留資格は、例えば飲食店や小売店でアルバイトをしていて、そのままアルバイト先に就職する場合のものです。

※具体的な活動事例は以下をご確認ください。

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001413711.pdf>

こちらでも就職先からの書類が必要になるので、就職先の方と必要書類の確認をしてください。

1-1 日本で就職する

在留資格変更許可申請（就職）

卒業から就労開始まで、1か月以上ある場合

「特定活動」（内定待機）に変更可能

- 日本の教育機関を卒業
- 内定後1年以内、かつ、卒業後1年6カ月以内に採用される
- 就労ビザへの変更が見込まれる
- 企業と一定期間ごとに連絡をとること

詳細は出入国在留管理庁HPをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00013.html

卒業から内定先で勤務開始するまでに1か月以上ある場合で、必要な条件を満たした方は、「特定活動」(内定待機)に在留変更することで、日本に滞在することができます。

また、一定の要件を満たせば、資格外活動の許可を受けて、28時間／週のアルバイトをすることも可能です。

詳細は入国管理局のHPをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri07_00013.html

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities15.html>

1-2 日本で就職活動を続ける

在留資格変更許可申請（特定活動）

在留資格「特定活動」

- **卒業前から継続して**就職活動を行っていることが前提
*ただし大学院生で研究活動等専念のため十分に就職活動ができなかった場合は大学発行の理由書で申請可
- 6か月の在留期限
- 一度だけ更新可能（＝最長で卒業から1年間）

一度母国に帰国し、卒業してしまうと、
特定活動ビザはとれません！
必ず帰国前に入管に申請してください！



詳細は出入国在留管理庁HPをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan84.html

卒業後も日本で就職活動をしたい留学生(ただし研修生・研究生は除く)は、在留資格「特定活動」に変更することで卒業後最長1年間の滞在が可能になります。

在留資格「特定活動」は**卒業前から継続して**就職活動を行っていることが前提となります。そのため「特定活動」への変更を希望する人は在学中の今から就職活動を始めてください。

*ただし大学院生で、研究活動等専念のため十分に就職活動ができなかった場合は、大学発行の理由書で申請可

「特定活動」の在留期限は最長6ヶ月/回です。1度だけ更新することができ、トータル最長で卒業から1年間日本で就職活動を続けることができます。

※注意 下記の場合は特定活動に変更できなくなります


- ・入管申請前に日本を一時的に離れたまま卒業した → ×
- ・卒業後、入管申請前に日本を一時的に離れた → ×

必ず日本を離れる前に入管に申請してください。

1-2 日本で就職活動を続ける

在留資格変更許可申請（特定活動）

必要書類（特定活動）

- 在留資格変更許可申請書及び写真
- パスポート及び在留カード
- 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
- 卒業/修了証明書 ※1
- 継続就職活動を行っていることを明らかにする書類 ※2
- 大学からの推薦状  次のページを参照
- 資格外活動許可申請書（就職活動中にアルバイトをする予定のある方）

 就職活動のための在留資格「特定活動」の取得について
<https://www.global.hosei.ac.jp/students/zaigaku/zairyu/tokutei/>



現在の「留学」の在留期限が

卒業年の2月末までの場合

いったん「留学」で在留更新し、1月以降に改めて「特定活動」に変更手続き

卒業年の3月以降の場合

1月以降で、できるだけ早く「特定活動」に在留資格変更手続き

→ 上記書類をそろえて大学からの推薦状発行を申請してください。次ページ参照
入管の審査に2～4カ月かかります。また卒業後は資格変更までアルバイトができなくなるので、
できるだけ早く入管に申請することをお勧めします。

入管申請後、内定が決まった場合は次ページを参照してください

※1.卒業前に「特定活動」に変更申請する場合は

「卒業/修了証明書」の代わりに「卒業/修了見込証明書」を提出して港区の東京入管で申請します（埼玉などほかの入管では「卒業/修了見込証明書」では申請を受け付けてくれなかった事例があります）。

そして卒業後に特定活動の在留カードを受け取りに行く際に、必ず「卒業/修了証明書（原本）」または「卒業証書（=学位記）（写し）」を出入国在留管理庁に提出してください。「卒業/修了証明書」は卒業式で1通もらえますが、入管提出用に余分に必要の方は所属の学部/研究科の案内に従って手配してください。

※2.「継続就職活動を行っていることを明らかにする書類」とは

会社説明会参加時の資料、説明会や面接の予約画面のスクリーンショット、企業からのメールのスクリーンショットなどです。活動日、企業名、申請者名が確認できるものを5つくらい用意してください。

ただし大学院生で、研究活動等専念のため十分に就職活動ができなかった場合は、大学発行の理由書で申請可。

1-2 日本で就職活動を続ける

在留資格変更許可申請（特定活動）

大学からの推薦状発行申請（特定活動）

- 。オンラインで申請を受け付けています。

<https://ws.formzu.net/fgen/S91629149/>



申請内容を確認後、
大学から推薦状をメールで送ります。

推薦状ほか必要書類すべて（前ページ参照）をそろえて
入管（卒業前の場合は港区の東京入管）で申請してください！

入管に特定活動(就活)変更申請中に内定がもらえたらどうすればいいですか？

原則は下記となりますが、迷ったら入管に相談してください。

①卒業前または現在の在留期限内の卒業後すぐまでに就労ビザへの変更申請ができる場合は、入管に就労ビザへの変更申請をする際に特定活動(就活)の申請取下書を提出してください。<https://www.moj.go.jp/isa/content/001382060.pdf>



申請取下書

②就労ビザへの変更申請が現在の在留期限より後になる場合(または現在の在留期限がまだ十分先の場合)は、一旦特定活動(就活)に変更し、準備が整ったら就労ビザに変更申請してください。

★ 新しい在留カードの交付を受けたら、必ず下記手続きをする

「(特定活動)在留カード提出フォーム」でカード表裏の写真をグローバル教育センターにオンライン送信してください。提出しないと、更新の際の推薦状が発行できない場合があります。

<https://ws.formzu.net/fgen/S26736090/>

その他にも銀行、国民健康保険、マイナンバーカードの更新手続きがあります。下記大学ウェブサイトの「新しいカードを取得したら」を確認してください。

<https://www.global.hosei.ac.jp/students/zaigaku/zairyu/tokutei/>

★ 就職活動を終了する場合

特定活動に変更後に就職先が決定したり、別の進路(進学、帰国等)を選んで就職活動を終了する場合、以下の「就職活動のための在留資格「特定活動」最終報告シート」でグローバル教育センターにオンライン報告してください。

<https://ws.formzu.net/fgen/S86732402/>

1-3. 日本で進学する

在留資格「留学」更新許可申請

日本で進学する場合の在留期間更新

- 法政大学院へ進学
→引続きグローバル教育センターで所属機関用書類を発行。
- 他大学の上位課程に進学
→進学先の大学で所属機関用書類を発行してもらう。



●法政大学の大学院に進学する場合

現在の在留期限の3か月前になったら、グローバル教育センターで更新書類を発行するのでオンライン申請してください。

<https://ws.formzu.net/fgen/S55354169/>



申請の際に大学院の「入学許可書」が必要になるので、入学予定の研究科担当事務に発行依頼してください。

●他大学の上位課程に進学する場合

在留期限がせまっている方は、進学先の大学に所属機関作成用書類を発行してもらえよう相談してください。

※資格外活動許可を持っていても、卒業から進学先に入学するまでの期間はアルバイトはできません。

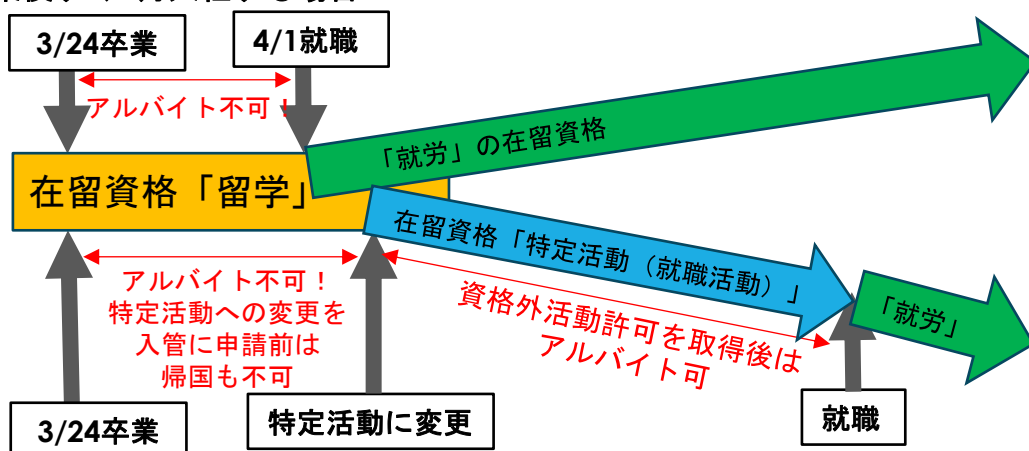
Q.進学前に母国に一時帰国してもいいですか？

A.日本に戻ってくるのが3か月以内かつ現在の在留カードの有効期限内であれば、卒業前に一時帰国し、卒業式もしくは入学式前に戻ってくることができます。一時帰国の日程が決まったら大学に一時出国届をオンライン提出し、空港で「みなし再入国」の申請をしてから出国してください。ただし、在留期限に注意し、更新が必要な場合は可能な限り入管に在留更新申請してから一時帰国することが望ましいです。

2. 卒業後、在留資格「留学」でのアルバイトについて

Q1. 卒業後、就職先での仕事が始まるまでの間や、在留資格「特定活動」を取得するまでの間、アルバイトはしていいのでしょうか？

●卒業後すぐ4月入社する場合



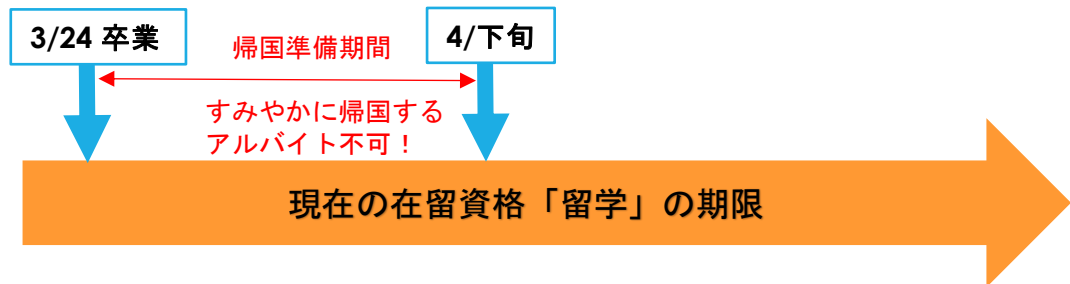
●卒業後就職活動を続ける場合

A1. 卒業と同時に「留学」の在留資格が切れます。同時に「留学」の在留資格にともなう資格外活動許可も切れます。よって、卒業後はアルバイトや有償のインターンシップに参加をしてはいけません！

引き続き就職活動を行う場合は、在留資格「特定活動」と、それにとりなう資格外活動許可を取得してからは、規定の時間内で可能になります。

2. 卒業後、在留資格「留学」での日本滞在について

Q2. 卒業後、「留学」の在留期限が残っていれば、
期限が切れるまでは日本に滞在してもいいですか？



卒業後1か月程度以内に帰国できるように準備してください。

A2. 卒業と同時に「留学」の在留資格が切れます。日本に滞在することはできません。帰国準備期間として1か月程度の猶予があるので、すみやかに準備を整えて帰国しましょう。
また、卒業後はアルバイトはしてはいけません。

3. 所属機関に関する届出

入管への届出が必要です

- 所属機関からの離脱・移籍を報告する。
- 届出期間：上記の事由が生じた14日以内
- 届出者：本人
- 提出書類：届出書、在留カード（もしくはコピー）
- 届出方法：インターネット、窓口持参、郵送のいずれか

詳細は法務省HPをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

法政大学を卒業したら、すみやかに所属機関(＝法政大学)から離脱したことを入管に届出します。

卒業後に就職したり、別の大学に進学する場合は、新しい機関に移籍する届出も必要です。

次のページで詳しくご説明します。

3. 所属機関に関する届出

届出の種類

	離脱	移籍	離脱と移籍
就職	●		
就職活動	●		
法政大学院へ進学	-	-	-
他大学へ進学※	(●)	(●)	●
帰国	●		

※ 進学先から発行された所属機関書類をもって更新申請をした場合（＝新しい在留カードを取得できる場合）は、入管への報告は不要。

● 就職

卒業後14日以内に「離脱」の届出をします。

● 就職活動

卒業後14日以内に「離脱」の届出をします。

● 法政大学院へ進学

所属機関の届出は不要。現在の在留期限の3か月前になったら、グローバル教育センターで更新書類を発行するのでオンラインで申請してください。申請の際に大学院の「入学許可書」が必要になるので、入学予定の研究科担当事務に発行依頼してください。（P13参照）

● 他大学へ進学

進学先から発行された所属機関書類をもって更新申請した場合（＝新しい在留カードを取得できる場合）は、所属機関の届出は不要。

在留期限が十分に残っている場合は、在留更新は不要ですが、所属機関の離脱と移籍の届出をしてください。

● 帰国

卒業後14日以内に「離脱」の届出をします。

3. 所属機関に関する届出

届出様式

参考様式1の6(複数届出:「離脱」と「移籍」)
(Accepting organization: left・transfer)

法政大学法人番号: 4010005002359

活動機関に関する届出
NOTIFICATION OF THE ACCEPTING ORGANIZATION

① 届出人 Applicant
英字氏名 Name on the residence card _____ 性別 Sex _____
生年月日 Date of Birth _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____ 国籍・地域 Nationality/Region _____
住居地〒 Address in Japan _____
在留カード番号 Residence card No. _____
在留資格 Status of residence _____

② 届出の事由 Item of notification
「活動機関からの離脱」及び「新たな活動機関への移籍」
Left the organization and transfer to a new organization

A 活動機関からの離脱 Left the organization
離脱年月日 Date of left the organization _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____ 法人番号(13桁) Corporate number _____
離脱した機関の名称 Name of the organization _____
離脱した機関の所在地 〒 Address of the organization _____ (電話 tel. _____)

B 新たな活動機関への移籍 Transfer to a new organization

オンライン申請や届出書参考様式はこちらから

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html



4. 帰国準備



・ 住まいに関すること

・ 市/区役所の手続き



・ 銀行、携帯電話の解約

・ その他



● 住まいに関すること

管理人さんや不動産会社に退去予定日を連絡(退去予定日がわかり次第、退去の1~2か月前には連絡)

電気、ガス、水道、インターネットの解約手続きをし、料金を精算する。

部屋をよく掃除する。ごみは決められた曜日・場所に捨てる。家具・家電・自転車など粗大ごみの処分は市/区役所のホームページ等を確認。

Q. 卒業式より前に一旦住まいを引き払って母国に一時帰国しても、卒業式に出席できますか？

A. 大丈夫です。住まいを引き払う際に次項の役所での手続きを済ませます。一時帰国の日程が決まったら大学に**一時出国届**をオンライン提出し、空港で「みなし再入国」の申請をして「留学」の在留カードを持ったまま母国に一時帰国してください。みなし再入国で日本に戻って卒業式に出席できます。

ただし「特定活動(就職活動)」の在留資格に変更予定の方は、必ず入管に在留変更申請を済ませてから一時帰国してください。

● 市/区役所での手続き

在留カード、パスポート、マイナンバーカード、国民健康保険証、航空券など帰国日がわかるものを持参

国外転出届をする。

国民健康保険の資格喪失手続きをし、国外転出することを伝えて保険料の過不足金の清算をする。

マイナンバーカードの資格喪失手続きをする。

国民年金加入者は「脱退一時金」の手続きをする。

● 銀行、携帯電話の解約

振込や引落とし日程を確認のうえ、銀行口座を解約する。電話料金、クレジットカードの引落としがある場合は絶対に解約しないこと！

携帯電話などの解約手続きをし、料金精算する。

※口座の売買は犯罪！絶対にやらないこと。

● その他

卒業後14日以内に、出入国在留管理局に活動期間に関する届出(様式1の2「離脱」)を提出する。
※P16-18参照

アルバイト先に帰国日を伝え、辞める準備をする。

卒業式以降はアルバイト不可！

大学図書館から借りている本を返却する。






必要があれば成績証明書・卒業証明書発行の事前申請をする(学部/研究科から案内があります。卒業証明書は1部は無料で卒業式に配布) P20も参照

キャリアセンターに進路報告する(キャリア就職システムから進路決定報告をする)

出国する際、空港で必ず在留カードを返却する。(日本で進学予定または就労・就職活動資格に変更中に一時帰国の場合は返却しない)



* 5. 卒業生へのお知らせ *

<p>法政大学図書館の卒業生の利用</p>	<p>卒業・修了後も日本に残るかたは、引き続き全キャンパスの図書館を利用することができます。 詳細は下記サイトをご参照ください。 https://www.hosei.ac.jp/library/service/gakugai/sotsugyosei/</p> <p>・学位授与式当日に特設カウンターで手続きすることも可能です。</p>	
<p>卒業/修了証明書</p>	<p>卒業式当日に1通は無償で交付されます。 追加が必要な場合：追加分は卒業式翌日以降の発行となります。所属学部/研究科からの案内に従って、できるだけ3/31までに決済できるよう手配してください。 4月以降は下記ウェブサイトを参照してください。 https://www.hosei.ac.jp/sotsugyosei/syomeisyo/</p>	
<p>その他の証明書</p>	<p>秋学期までの成績が記載された成績卒業証明書は、卒業式翌日以降の発行となります。所属学部/研究科からの案内に従って、できるだけ3/31までに決済できるよう手配してください。 4月以降は下記ウェブサイトを参照してください。 https://www.hosei.ac.jp/sotsugyosei/syomeisyo/</p>	
<p>学割証</p>	<p>自動証明書発行機での発行期限を確認し、必要な場合は早めに発行してください。学割証の有効期限は発行から3カ月、もしくは卒業予定者が1月以降に発行した場合は3月31日です。 https://www.hosei.ac.jp/campuslife/guide/shinsei/shomei/hakko/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p>	
<p>卒業生向け大学ウェブサイト</p>	<p><u>【卒業生の方へ】</u> https://www.hosei.ac.jp/sotsugyosei/?auth=9abbb458a78210eb174f4bdd385bcf54</p>	

*** M E M O ***

*** M E M O ***

*** M E M O ***

ご質問はグローバル教育センターにどうぞ

市ヶ谷キャンパス大内山校舎2階

TEL : 03-3264-5475 MAIL : gso@hosei.ac.jp

OPEN : 9:00~11:30/12:30~17:00